三　Rは、次に掲げる暦年の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ　令和五年　〇・九五
ロ　令和六年　〇・九三
ハ　令和七年　〇・九一
ニ　令和八年　〇・八九

（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条　二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（定義等）

第一条　（略）

2～12　（略）

13　この省令において「航行時二酸化炭素放出抑制指標」とは、技術基準省令第四十七条第一項第七号に規定する航行時二酸化炭素放出抑制指標をいう。

14～16　（略）

（二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第二条　法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一　（略）	（略）	（略）
二　クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。次条の表第二号において同じ。）	（略）	（略）
三～十四　（略）	（略）	（略）
備考　（略）		

改正前

（定義等）

第一条　（略）

2～12　（略）

（新設）

13～15　（略）

（二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第二条　法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一　（略）	（略）	（略）
二　クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）	（略）	（略）
三～十四　（略）	（略）	（略）
備考　（略）		